

医療用個人防護具流通在庫備蓄管理業務 公募型プロポーザル募集要項

1. 業務概要

- (1) 委託業務名
医療用個人防護具流通在庫備蓄管理業務
- (2) 委託業務内容
別添「医療用個人防護具流通在庫備蓄管理業務」仕様書のとおり。
- (3) 委託契約期間
令和9年2月1日から令和11年9月30日まで
- (4) 令和8年度委託料上限額
金6,500千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

2. 参加資格

応募者は、事業を効果的かつ効率的に実施することができる者とし、以下の(1)から(6)又は(2)から(6)に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者。

(2) 日本国内に法人格を有する団体であり、徳島県との緊密な連携体制が確保できる団体等であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

(4) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者。

(5) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

(6) 法人及びその代表者が、次の事項に該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破

産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。

ウ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人。

- ① 破産者で復権を得ない者。
- ② 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者。
- ③ 暴力団の構成員等。
- ④ 成年被後見人又は被保佐人

3. 参加手続等

(1) 提出書類

必要書類等	部数	提出期限
① 参加申込書（様式第1号）	原本 1部	令和8年10月5日（月） 正午（必着） <u>※2の（1）に該当する者で、 令和8年度定期申請をされて いない場合は、②、③の書 類の提出も必要。</u>
② 登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※2の（1）に該当しない者のみ提出。		
③ 提案者の概要等（様式第2号） ※2の（1）に該当しない者のみ提出。 ※パンフレット等の会社の概要がわかる資料を添付すること。		
④ 企画提案書（任意様式） ※（別添1）企画提案書記載事項一覧の審査項目、審査の視点に留意して記載すること。 ※A4サイズで最大20ページ以内とし、ページ番号を付すこと。 ※企画提案書に基づき、1者あたり15分程度でプレゼンテーションを実施していただく予定です。 ※データでの提出は不可。	正本 1部	令和8年10月22日（木） 正午（必着）
⑤ 見積書（任意様式） ・宛名は「徳島県知事」とすること。 ・各調達物資の費用及び調達に要する諸経費も記載すること。 ・保管、管理に要する一か月あたりの金額を記載すること。 ・消費税及び地方消費税の額を明記すること。	副本 5部	
⑥ 添付書類 ・カタログ等の調達物資の仕様を示す資料		

(2) 提出方法

持参又は郵送とする。

持参の場合は、平日午前9時から午後5時の間とする。

郵送の場合は、書留又は簡易書留等の追跡が可能な方法に限る。

提出書類は、書類ごとに左上をホチキス等で1か所止めること。（クリップ止め不可。）

(3) 提出先

〒770-8570

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県 保健福祉部 感染症対策課 企画・調査担当

4. 提案書の審査

(1) 審査方法

県が別に設置する選定委員会において、提案者による企画提案のプレゼンテーションを実施した上で、審査基準により総合的に採点評価し、1位の者を契約相手方の候補とする。なお、参加者が1者であった場合は、企画提案書の適否で判断する。

また、プレゼンテーションはオンラインで実施することとし、実施日時は参加申込書を提出した者に追って連絡する。

(2) 審査項目

別添1「企画提案書記載事項一覧」に記載の内容に沿って審査する。

(3) 審査結果

審査結果は、すべての参加者に文書により通知する。ただし、審査の経緯については公表しない。なお、審査結果に対する異議申立ては受理しない。

5. 質問及び回答

(1) 質問の受付期間

公募開始日から令和8年9月28日（月）午後5時までとする。

(2) 質問内容

原則として、業務内容や手続に関する事項に限るものとし、他の事業者からの企画提案書提出状況や積算に関する内容等の質問は受け付けない。

(3) 質問方法

（様式第3号）質問書により行うものとし、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で質問すること。

(4) 質問に対する回答

質問内容及び回答については、質問の受付期間終了後に、徳島県のホームページ、「感染症対策課」ページ内に掲載する。

（<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kenseijoho/soshiki/hokenfukushibu/kansenshotaisakuka/>）

6. その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは原則認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は、必要に応じて複写することがある。
- (4) 本業務を一括して、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、県と協議の上承諾を得た場合は、業務の一部を委託することができる。
- (5) 提出された企画提案について、次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効となる。
 - ア 参加資格、提出先又は提出期限に適合しないもの。
 - イ 本要項及び仕様書に示した提案に関する要件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 当募集要項及び仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。
- (7) 企画提案書の提出は1者1提案とする。
- (8) 参加申込書提出後に、企画提案を辞退する場合には、「(様式第4号) 辞退届」を企画提案書提出期限までに提出すること。

7. 契約の締結

企画提案の内容及び見積金額でそのまま契約することを約束するものではなく、選定後に、県と委託候補者となったものは、企画提案書の内容を基に業務の履行に必要な履行条件などの協議を行い、双方が合意に至った場合に契約を締結する。

そのため、締結する契約書に添付される仕様書には、徳島県と委託候補者との協議の結果に基づき、企画提案書における提案内容を反映させる目的で、業務の内容が追加され、又は修正される場合がある。

なお、県と委託候補者の協議が整わない場合は、審査基準により総合的に順位付けを行った次点の者と協議を行うこととする。

翌年度以降については、歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、当該契約は更新されない、または解除することがある。

8. スケジュール

公募開始	令和8年9月16日（水）
質問書の受付締切	令和8年9月28日（月）午後5時
参加申込書の提出締切	令和8年10月5日（月）正午必着
企画提案書等の提出締切	令和8年10月22日（木）正午必着
選定委員会の開催	令和8年11月中旬（予定）
結果の通知	令和8年11月下旬（予定）

9. 問合せ先

徳島県保健福祉部感染症対策課 企画・調査担当

電 話 088-621-2227

ファクシミリ 088-621-2818

メール kansenshotaisakuka@pref.tokushima.lg.jp